明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路に関する件
（東北地方整備局一〇三）　一
○道路に関する件
（近畿地方整備局一一五～一一八）　二
○道路に関する件
（九州地方整備局一三八）　二
○道路に関する件（北海道開発局九二）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
税理士法第八条第一項第十号に規定する研修の指定の公告の一部を改正する公告（国税審議会）　二
国家試験
税理士試験免除者公告（国税審議会）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、地方公務員共済組合連合会・役員の就任、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　四三
会社その他
会社決算公告　四六

告示

○東北地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月二十五日

東北地方整備局長　小池　剛

その関係図面は、平成二十六年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻渋川二番三から同町三ケ尻長根前一一番三まで	前	一四・一五～三八・一四（メートル）	○○・五○四（キロメートル）
	後	二八・四○～六六・八四	○○・五○四

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月二十五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

その関係図面は、平成二十六年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号、二十八号及び二百五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
神戸市垂水区塩屋町一丁目二五九番一から同市垂水区塩屋町一丁目一七八番六まで	前	一四・六九～一五・五四（メートル）	○○・一五五（キロメートル）
	後	一四・七六～一六・九○	○○・一五五

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月二十五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

その関係図面は、平成二十六年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神戸市垂水区小東台八六八番一○三四から同市垂水区小東台八六八番一○三二まで	前	七二・一四～一○四・七三（メートル）	○○・○六七（キロメートル）
	後	七二・一四～一○○・八四	○○・○六七

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所